

第一章 總 則

第一條 本組合ヲ岡山縣勞働組合ト稱ス

第二條 本組合ハ日本勞働總同盟ニ加盟シ、大阪

聯合會ノ所屬トス

第三條 本組合ハ岡山縣管内ニ於ケル男女勞働者

ヲ以テ組織ス 但シ理事會ノ承認又ハ推薦

シタル者ヲ組合員ト爲ス事アル可シ

第四條 本組合ハ本部ヲ岡山市内ニ支部ヲ縣内各

所ニ置ク

第二章 目的及事業

第五條 本組合ハ日本勞働總同盟ノ綱領宣言主張

ノ貫徹ヲ期スルヲ以テ目的トス

第六條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事

業ヲ行フ

イ、宣傳教育 ロ、勞働條件ノ維持改善及勞

働事情調査 ハ、職業紹介 ニ、出版 ホ、

法律相談 ヘ、其他組合員ノ福利ヲ増進スル

ニ必要ナル事業

第三章 加入及脫退

第七條 本組合員タントスル者ハ規定ノ様式ニ

從ヒ指定事項ヲ明記シ入會金及一ヶ月分以上

ノ組合費ヲ添へ申込ムベシ

第八條 本組合ハ前條ノ申込ニ對シ本人ノ資格調

査ノ上之ヲ許可シ組合員章及徵章ヲ交付ス

第九條 本組合員ニシテ脫退セントスル時ハ其ノ

理由ヲ明記シ組合員章及徵章ヲ添へ所屬支部

若クハ本部ニ届ケ出ズベシ

第四章 組合員ノ権利義務

第十條 本組合員ハ規定ノ組合費ヲ毎月前納スル

ノ義務アルモノトス

第十一條 本組合員ハ役員ノ選舉權及被選舉權ヲ

有ス

第十二條 本組合員ハ第六條ニ規定セル事業ノ特

シ是ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス

第十三條 本組合員ハ本組合員タルノ權利及義務

ヲ有ス

第十四條 本組合員ハ第六條ニ規定セル事業ノ特

シ典ニ與ル權利ヲ有ス

第十五條 本組合員ニシテ本組合ノ規定及決議ニ

違反シ若クハ本組合ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ

所屬支部及理事會レ決議ニ依リ除名又ハ脫退

ヲ命ズ但シ決議ニ不服アル時ハ大阪聯合會

查問委員ニ其旨ヲ申告シ該員ノ裁定ヲ求ムル

事ヲ得

第五章 機 關

第十六條 本組合ノ會議ヲ分チ左ノ五種トス

一、總會 二、理事會 三、本部委員會

四、支部總會 五、幹事總會

第十七條 總會ハ本部委員、支部長及各支部選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎月一回組合長之ヲ招

樂シ本組合ノ重要事項ヲ協議決定ス
但シ理事會及代議員三分ノ一以上ノ請求有ス
タル時組合長ハ臨時總會ヲ招集スル事ヲ必
要アル每ニ支部長之ヲ召集ス
要ニ應ジ組合長之ヲナス第十九條 理事會ハ理事ヲ以テ組織シ本組合ノ事務ヲ處理シ總會及本部委員會ノ決議ヲ執行ス
但シ支部總會ハ支部長ノ召集ニ依リ必要アル毎ニ之ヲ開催シ其支部長ヲ以テ組織ス

第二十條 幹事會ハ其支部幹事ヲ以テ組織シ其組

合ノ緊急事項ヲ協議スルモノトシ其招集ハ必
要アル每ニ支部長之ヲ召集ス
第二十二條 本組合本部ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長一名、主務一名、書記二名、會計一名

會計審査員二名、理事若干名、本部委員若干名

第二十三條 組合長ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉シ本部ノ事務ヲ處理ス

其責ニ任ズ

第二十四條 主務ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉シ組合長ヲ補佐シ各部ノ事務ヲ統理スルモノトス

第二十五條 會計理事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉シ本部會計ヲ掌ルモノトス

シ組合長ヨリ二名宛選出シ支部ノ意見ヲ代表シテ組合ノ方針態度ヲ決定スル重要事項ヲ取扱ノモノトス

但シ五十名以上ノ支部員ヲ有スル支部ハ四名ヲ選出スル事ヲ得

第二十六條 理事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉シ本部ノ事務ヲ處理ス

第二十七條 本部委員ハ二十名以上ノ支部員ヲ有スル各支部ヨリ二名宛選出シ支部ノ意見ヲ代表シテ組合ノ方針態度ヲ決定スル重要事項ヲ表シテ組合ノ會計ヲ監督スルモノトス

表各部ノ理事ハ本部委員中ヨリ互選シ本部ノ事務ヲ分擔處理スルモノトス

第二十八條 內務、外務、宣傳、教育、出版、調査各部ノ會計ハ本部委員中ヨリ互選シ本部ノ事務ヲ分擔處理スルモノトス

第二十九條 會計審査員ハ本部役員中ヨリ互選シ本部ノ會計ヲ監督スルモノトス

第三十條 本部會計及審査員ハ各支部ノ會計ヲ何時ニテモ検査スル事ヲ得

第二十一条 代議員ハ一支部ヲ以テ選舉區ト定メ區内ノ組合員ニ十名毎ニ貳名ヲ選出シ其得端數十名ニ達スル時ハ更ニ貳名を選出スル事ヲ得

第二十二条 本組合支部ニ左ノ役員ヲ置ク

本部ノ會計ヲ監督スルモノトス

第三十三条 本部會計及審査員ハ各支部ノ會計ヲ何時ニテモ検査スル事ヲ得

第二十三条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ幹事ハ支部組合員中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ代表シ支部一切ノ會務ヲ統理シ其責ニ任ズ

第三十四条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第三十五条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第三十六条 會計審査員ハ支部幹事以外ノ組合員ノトス

第三十七条 會計審査員ハ支部幹事以外ノ組合員ノトス

第三十八条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第三十九條 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十一条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十二条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十三条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十四条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十五条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十六条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十七条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十八条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第四十九條 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十一条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十二条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十三条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十四条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十五条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十六条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十七条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十八条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第五十九條 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第六十条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第六十一条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第六十二条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第六十三条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第六十四条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第六十五条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第六十六条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第六十七条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス

第六十八条 會計ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ支部ノ會計ヲ掌ルモノトス